★★令和2年度　新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金実施計画

※行の挿入・削除、セルの結合は絶対に行わないこと。

（単位：千円）

都道府県名	鹿児島県	電話番号	0994-65-8421	第一次配分額	107,423	第一次交付限度額	107,423		
地方公共団体名	肝付町	メールアドレス	soumu@town.kimotsuki.lg.jp	第二次配分額	364,202	第二次交付限度額	364,202		
都道府県・市町村コード（5桁）	46492	交付対象経費	601,266	第三次配分予定額（本省繰越希望額を除く）	8,281	第三次交付限度額（地方単独分）	179,145	1/23以降緊急事態措置等に係る別途算定額	
担当部局課名	総務課	国庫補助事業費	6,723	本省繰越予定額	179,145	第三次交付限度額（補助裏分）	8,281	うち法定率事業分	1,217
担当者氏名	一松　亜紀	地方単独事業費	594,543	配分予定額計	479,906	第三次交付限度額のうち本省繰越希望額（第三次地単分＋法定率事業分以内）	179,145		
				移替先	総務省	交付限度額計	659,051		

No	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分（地域未来構想20との該当関係）	事業始期	事業終期	A 総事業費	B 補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他	G 補助対象外経費	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	備考②（事業の終期が令和３年３月を超えることが見込まれる場合、その事情）	予算区分
																合計	608,473	13,930	7,207	601,266	－	－	－				
1		単	2	肝付町医療従事者支援事業		①医療現場等において感染の危険と隣り合わせで新型コロナウイルス感染症対策を行っている医療従事者等に対して、感染症対策給付金を支給することにより、自身の健康管理に資することを目的とする。 ②従事者への給付金 ③町内8医療機関等の総従業者数 480人×10,000円＝4,800,000円 ④病院等内で働く医師、看護師、事務員他すべての従事者。	－	－	－	－	－	－	①－Ⅰ－3．医療提供体制の強化	㉑いずれも該当しない	R2.9	R3.3	4,800			4,800							R2補正（地）
2																											
3																											
4		単	63	高齢者ICT見守り等用具設置等費用助成事業		①町外等に家族が居住し、日常生活の中で家族内の見守りを行うことに支障がある在宅高齢者に対し、ICTによる見守り等用具設置等に要した費用を助成することにより、高齢者の意欲低下を防止し、福祉の増進を図る。 ②ICTによる見守り等用具設置等に要した経費 ③35,000円（助成の上限額）×100件 ④次の（1）（2）に該当する者 （1）町内在住の在宅の65歳以上の者あるいは65歳以上のみの世帯 （2）本人又は世帯員が要介護・要支援認定又は事業対象者の認定を受けており、支援が必要な状態が確認されていること。	－	－	－	－	－	－	①－Ⅲ－2．地域経済の活性化	⑭ハートフル	R2.7	R3.3	3,500			3,500							R2補正（地）
5		単	2	介護・障害・保育等施設従事者支援事業		①コロナ禍においても事業を止めることのできない介護・障害・保育等施設従事者に対して、自身の健康管理等に必要となる経費の一部を支援し、活動環境を支える。 ②従事者への給付金 ③介護施設従事者　600人 障害施設従事者　93人 保育等施設従事者　214人 計　907人≒910人×10,000円 ④町内の介護・障害・保育等施設の従事者	－	－	－	－	－	－	①－Ⅱ－4．生活に困っている世帯や個人への支援	㉑いずれも該当しない	R2.9	R2.10	9,100			9,100				事例番号2の介護・障害・保育等版			R2補正（地）
6		単		新型コロナウイスル感染拡大に伴う繁殖牛農家への畜産経営継続支援給付金事業		①目的：コロナ被害をすでに直接受けている繁殖牛農家への経営継続支援として、出荷を含め係る生産費等の一部を給付金として支給。1月～12月の期間に繁殖牛・育成牛を飼養しており、今後も飼養継続する意思のある事業者へ事業継続給付金50,000円を給付。ただし、事業規模に応じた支援を図るため、この期間中、6頭以上出荷する事業者はその出荷する牛を給付対象とし、1頭あたり10,000円を給付。その支給対象頭数は、1事業者上限80頭までとする。 効果：繁殖牛農家の経営継続支援を図る。 ②畜産経営継続支援給付金（補助金） ③1月セリ～12月セリ分を対象（育成牛含む）（1月～の対象とした理由：1月以降コロナの影響（前年比：5万円安/頭）が出ており、また、今回の経営継続支援は、それぞれの経営体ごとの規模に応じた事業継続支援を図ることを目的としており、それを推し量る基準（受けているコロナ被害の規模）として、1月～としている。） 子牛出荷上乗せ頭数分1,249頭×10,000円を給付 （1事業者上限80頭/年） 経営継続　定額50,000×97戸 予備費　200,000円 ④交付対象者：繁殖牛経営者177戸	－	○	－	－	－	－	①－Ⅱ－3．事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	㉑いずれも該当しない	R2.4	R3.3	17,540			17,540							R2補正（地）
7		単		新型コロナウイルス感染拡大に伴う肥育牛農家への経営継続支援給付金事業		①目的：コロナ被害をすでに直接受けている肥育牛農家への経営継続支援として、出荷を含め係る生産費の一部を給付金として支給。1月～12月の期間に肥育牛を飼養しており、今後も事業継続する意思のある事業者へ、事業継続給付金50,000円を給付。ただし、事業規模に応じた支援を図るため、その期間3頭目以上出荷する事業者は、その出荷する牛を給付対象とし、1頭20,000円を給付し、その支給対象頭数は、1事業者80頭までとする。 効果：肥育牛農家の経営継続維持を図る。 ②畜産経営継続支援給付金（補助金） ③1月出荷～12月出荷分を対象（1月～の対象とした理由：1月以降コロナの影響（マルキン：△20,521円/頭発動）が出ており、また、今回の経営継続支援は、それぞれの経営体ごとの規模に応じた事業継続支援を図ることを目的としており、それを推し量る基準（受けているコロナ被害の規模）として、1月～としている。） 年間出荷上乗せ頭数分　311頭×20,000円を給付（1事業者上限80頭/年） 事業継続　定額50,000円×1戸 ④町内肥育牛経営者9戸	－	○	－	－	－	－	①－Ⅲ－2．地域経済の活性化	㉑いずれも該当しない	R2.4	R3.3	6,270			6,270							R2補正（地）

No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分（地域未来構想20との該当関係）	事業始期	事業終期	A 総事業費	B 補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他	G 補助対象外経費	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	備考②（事業の終期が令和３年３月を超えることが見込まれる場合、その事情）	予算区分
8																											
9																											
10		単		コロナウィルス感染症の発生農場における経営継続支援のための初動体制の構築		①目的：コロナウィルス感染症の発生農場における初動体制に係る資機材確保　効果：発生農場の飼養継続支援と地域内農場への感染拡大防止 ②交付金を充当する経費等：需用費 ③積算根拠：必要資機材 ・防護服500着（440,000円）・シールド100枚（29,800円）・手袋1,000双（5,960円）・マスク1,000枚(27,132円）・消毒薬ｸﾚｱｷﾙ3缶（28,050円）・エタノール3缶（22,680円）　計553,622円 ④交付対象：発生農場等で初動体制に従事する際、必要な資機材	－	－	－	－	－	－	①－Ⅰ－1．マスク・消毒液等の確保	㉑いずれも該当しない	R2.4	R3.3	554			554							R2補正（地）
11																											
12		単		ごみ収集強化事業		①コロナウイルス感染予防対策として、不要不急の外出が提唱されるなか、家庭ごみの増加や、汚染されたごみの排出が予想される。収集・運搬の強化と個別収集への対応を図るため、また、収集員同士の濃厚接触を低減するためにも、新たに車両を配置する。 ②塵芥収集車の配備、感染症対策等車両の配備 ③塵芥収集車1台　8,030千円 　感染症対策等車両(軽トラック)1台　　1,466円 　自賠責保険料　47千円 　自動車リサイクル手数料　17千円 　検査・登録手数料　56千円 　自動車重量税　27千円 ④－	－	－	－	－	－	－	①－Ⅰ－1．マスク・消毒液等の確保	㉑いずれも該当しない	R2.9	R3.3	9,643			9,643							R2補正（地）
13		単		公衆無線LAN環境整備事業		①平成28年度、国補助事業（公衆無線LAN環境整備支援事業）を活用して町内に公衆無線LANを整備した際に、避難所となっている公民館には整備を行ったが、避難所指定されていない公民館については未整備であり、公衆無線LANを活用した事業を実施する際には役場本庁舎や公衆無線LAN整備済み公民館等のみを会場とすることになり、少数の会場に住民が集中することから、いわゆる「3密」の状態が発生していた。 以上のことから、未整備公民館への公衆無線LAN整備は新型コロナウイルスの感染拡大防止に必要不可欠であり、また整備によって区域内の住民の実際生活に即する各種公民館事業を実施することが可能になることから、住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化が図られ、生活支援につながるものである。 ②国補助で整備できなかった箇所の、設置諸経費 ③地区公民館5ヶ所及びネットワークセンター内工事 　施設設備費　　796千円 　附帯工事費　1,667千円 　消費税　　246千円 ④地区公民館（5ヵ所）	－	－	－	－	－	－	①－Ⅲ－2．地域経済の活性化	㉑いずれも該当しない	R2.6	R3.2	2,709			2,709							R2当初（地）
14		単	1	病院会計繰出		①ひっ迫する医療供給体制の整備等を地域の実情に応じて柔軟かつ迅速的に実施 ②肝付町立病院事業会計へ繰り出し、発熱外来患者の受け入れや通常外来患者への感染防止及び医療従事者感染防止等の環境設備に係る費用を交付対象経費とする。 ③パーテーション：5台×328,900円＝1,644,500円 　抗体/抗原検査キット：10セット×60,500円＝605,000円 　空気清浄機（大）：4台　1,298,000円 　空気清浄機（小）：30台　3,036,000円 　CT室等用防菌シート：10枚×11,000円＝110，000円 　屋外用発熱外来室：1室×7,640,500円＝7,640,500円 　防護服一式：30セット×13,750円＝412,500円 　マスク：100セット×10,890円＝1,089,000円 　フェイスシールド：100枚×1,760円＝176,000円 　体温計（非接触タイプ）：5個×21,780円＝108,900円 　サーモグラフィ：1台×2,420,000円＝2,420,000円 　飛沫感染防護カバー：1枚×100,000円＝100,000円 　　計：18,640,400円 ④－	－	－	－	－	－	－	①－Ⅰ－3．医療提供体制の強化	㉑いずれも該当しない	R2.6	R3.3	18,641			18,641				別紙1「町立病院：地方創生臨時交付金リスト」			R2補正（地）
15																											
16																											
17																											
18		単	103	小中学校ICT支援事業		①遠隔授業を円滑に進めるために、支援員をおく。 ②委託料 ③@347,600円×6月 ④町	－	－	－	－	－	－	①－Ⅳ－3．リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	㉑いずれも該当しない	R2.10	R3.3	2,086			2,086							R2当初（地）
19		単	103	町内小中学校電子黒板機器リース事業		①電子黒板を小中学校の全クラスに1台づつ整備し、Zoomアプリを利用した遠隔事業等にも対応できる環境整備。 ②リース料 ③@1,222,760×6月 ④町	－	－	－	－	－	－	①－Ⅳ－3．リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	㉑いずれも該当しない	R2.10	R3.3	7,337			7,337							R2補正（地）
20		単		小中学校洋式トイレ改修事業		①小中学校の和式便器を洋式便器に改修し、感染症予防を図る。 ②需用費（修繕料） ③300,000円（洋式便器・ロータンク・配管工事費・トイレブース改造費等）×7校(8か所) ④町	－	－	－	－	－	－	①－Ⅰ－1．マスク・消毒液等の確保	㉑いずれも該当しない	R2.7	R3.3	2,100			2,100							R2補正（地）
21		単	103	GIGAスクール構想事業		①「1人1台端末」に係るリース料、通信料、使用ソフト等の費用 ②リース料、通信費 ③・タブレット端末等リース料（R2年度分）36,366千円 　R2.10月分　24,211千円 　R2.11月～R3.3月分　12,155千円（@2,431千円×5月） ・通信費　7,299千円 　R2.10月～R3.3月分　7,299千円（@1,216,380円×6月） 　計43,665千円 ④町	－	－	－	－	－	－	①－Ⅳ－3．リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	⑨教育	R2.10	R3.3	43,665			43,665					公立学校情報機器リース事業（文科省）		R2当初（地）
22																											

No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分（地域未来構想20との該当関係）	事業始期	事業終期	A 総事業費	B 補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他	G 補助対象外経費	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	備考②（事業の終期が令和３年３月を超えることが見込まれる場合、その事情）	予算区分
23		単	28	小中学校図書室蔵書管理システム		①図書室の蔵書をシステムで管理し、在宅待機中の蔵書貸出等を強化する。 ②使用料,委託料 ③使用料@99,000円×10校＝990,000円 バーコードラベル作成委託料一式479,160円 計1,469,160円 ④町	－	－	－	－	－	－	①-Ⅳ-3. リモート化等によるデジタル・トランスフォーメーションの加速	㉑いずれも該当しない	R2.11	R3.3	1,470			1,470							R2補正（地）
24		単	1	地域医療体制等構築事業		①新型コロナウイルス感染症への対策として必要となる防疫関連資機材を導入する医療機関等に補助金を支給することにより、速やかな感染症対策体制の構築に資することを目的とする。 ②補助金 ③7医療機関　10,000千円（@3,000千円×1医療機関、@1,500千円×2医療機関、@1,000千円×4医療機関） 6歯科医院　3,000千円（@500千円×6歯科医院） 7調剤薬局等　1,400千円（@200千円×7調剤薬局等） ④町内7医療機関・6歯科医院・7調剤薬局等	－	○	－	－	－	－	①-Ⅰ-3. 医療提供体制の強化	㉑いずれも該当しない	R2.9	R2.11	14,400			14,400							R2補正（地）
25																										
26																										
27																										
28																										
29																										
30																										
31																										
32																										
33		単		バス・タクシー事業継続支援給付金		①新型コロナウィルスの影響により観光客を中心に、貸切バス・タクシー・運転代行利用客が減少しているため、事業継続支援の給付金を支給する。 ②事業継続のために必要な費用 ③貸切バス100,000円×33台＝3,300,000円 タクシー30,000円×22台＝　660,000円 運転代行10,000円×　2台＝　20,000円 その他　30,000円×2台＝　60,000円 合計　4,040,000円 ④肝付町内で観光バス・タクシー・運転代行等事業を営む事業者	－	○	－	－	－	－	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	㉑いずれも該当しない	R2.8	R3.1	4,040			4,040							R2補正（地）
34		単		商工事業継続給付金		①新型コロナウイルス感染拡大の影響により売上等が減少している町内商工業者へ、事業継続及び雇用の維持を支援するため給付金を支給する。 ②給付金 ③町内の商工業法人事業者及び個人事業者 436件×50,000円＝21,800,000円 また、特に影響を受けていると考えられる飲食店については、上記給付金に加えて50,000円を上乗せ給付する。 対象飲食店　60店舗×50,000円＝3,000,000円 ④肝付町内で商工業を営む法人及び個人事業者	－	○	－	－	－	－	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	㉑いずれも該当しない	R2.8	R3.2	24,800			24,800							R2補正（地）
35		単		新型コロナウイルス対応漁業協同組合支援金		①新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受け、売り上げが減少した水産業の事業継続及び雇用の維持を支援します。 ②支援金 ③事業費内訳 高山漁協　7,621千円 内之浦漁協　12,175千円 人件費（おおよそ10%を町が支援） ④高山漁業協同組合、内之浦漁業協同組合の町内2漁協	－	○	－	○	－	－	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	㉑いずれも該当しない	R2.8	R2.10	19,796			19,796							R2補正（地）
36		単		新型コロナウイルス対応水産業定額給付金		①新型コロナウイルスの感染拡大により大きな影響を受け、売り上げが減少した水産業の事業継続及び雇用の維持を支援します。そのために、町内に住所を有する組合員に対して正組合員ならば50千円、准組合員なら10千円を一律で給付します。 ②支援金 ③対象者数及び支給額 正組合員　高山漁協29名、内之浦漁協137名　計166名 准組合員　高山漁協22名、内之浦漁協 11名　計33名 支給総額　166名×50千円＋33名×10千円＝8,630千円 役務費（組合員へ簡易書留による書類送付のため）24千円 ④町内に住所を有する漁業組合員	－	○	－	－	－	－	①-Ⅱ-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	㉑いずれも該当しない	R2.8	R3.2	8,654			8,654							R2補正（地）
37		補		学校保健特別対策事業費補助金	文科	【学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業】 ①各小中学校が教育活動再開等に対して、児童生徒・教職員等の感染症対策を支援すること。 ②感染症対策に必要となる物品の購入等経費（消耗品費・備品購入費等） ③消耗品費（6小学校・5中学校　3,178千円） 備品購入費（6小学校・5中学校　8,322千円） 学校分経費　3,178千円＋8,322千円（補助対象額5,750千円） ④町	－	－	－	－	－	－	①-Ⅰ-1. マスク・消毒液等の確保	㉑いずれも該当しない	R2.7	R3.3	11,500	11,500	5,750	5,750							R2補正（国）
38		単	36	災害時避難所におけるコロナウイルス感染症感染防止対策事業		①目的：台風等の自然災害時に開設する避難所等について、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、必要な資機材を整備する。 ②交付金を充当する経費内容：需用費（消耗品費）、備品購入費 ③積算根拠：パーテーション250張（6,187,500円）、組立式簡易トイレ10セット（1,342,000円）、カセットガス式発電機10台（1,076,900円）、フェイスシールド3箱（125,400円）、ペーパータオル4個（15,840円）、ハンドソープ5箱（59,400円）、簡易ベッド300台（2,185,975円）、災害時職員用ベスト200枚（649,000円）、感染症対策防護キット8箱（246,400円）、プライベートルーム10張（501,600円）、カセットボンベ3本入×128パック（41,958円） ④町内の各避難所	－	－	－	－	－	－	①-Ⅰ-1. マスク・消毒液等の確保	㉑いずれも該当しない	R2.7	R3.1	12,432			12,432							R2補正（地）

No	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分（地域未来構想20との該当関係）	事業始期	事業終期	A 総事業費	B 補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他	G 補助対象外経費	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	備考②（事業の終期が令和３年３月を超えることが見込まれる場合、その事情）	予算区分
39		単		新型コロナウィルス感染拡大に伴う養豚農家への畜産経営継続支援給付金事業		①目的:コロナ被害をすでに直接受けている養豚農家（黒豚生産）への経営継続支援として、出荷を含め係る生産費等の一部を給付金として支給。1月～12月の期間に肥育豚を飼養しており、今後も事業継続する意思のある事業者へ事業継続給付金50,000円を支給する。ただし、事業規模に応じた支援を図るため、その期間101頭以上出荷する事業者は、その出荷する肉豚を給付対象とし、1頭あたり500円の上乗せ給付をし、支給対象頭数は1事業者上限1,600頭とする。 効果:養豚農家の経営継続維持を図る。 ②交付金を充当する経費等:畜産経営緊急支援給付金（補助金） ③積算根拠:1月出荷～12月出荷分を対象（1月～の対象とした理由:1月以降コロナの影響が出ており、また、今回の経営継続支援は、それぞれの経営体ごとの規模に応じた事業継続支援を図ることを目的としており、それを推し量る基準（受けているコロナの規模）として、1月～とする。）間出荷予定数14,000頭　制限後の上乗せ支給分　11,002頭×500円＝5,501千円（1事業者上限1,600頭/年）	－	○	－	－	－	－	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	㉑いずれも該当しない	R2.4	R3.3	5,501			5,501							R2補正（地）
40		単		町民への臨時給付金支給事業		①国の特別給付金に準じた、町独自の給付金支給事業。 ②給付金 ③町民への臨時給付金　@20,000円×15,000人＝300,000千円 　申請手続きに係る経費（文具消耗機材費・印刷製本費600千円、郵便料　4,000千円、事務手数料　7,147千円）11,747千円 ※臨時給付金は現金または商品券として支給する。 ④7月1日現在の肝付町在住者へ支給。	－	－	－	－	－	－	①-Ⅲ-2. 地域経済の活性化	㉑いずれも該当しない	R2.8	R3.3	311,747			311,747							R2補正（地）
41		単		農業者事業継続支援給付金		①新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、農業を経営している法人及び個人を対象に、交付要件を満たした場合、農業の継続と回復を目的に経営の維持発展を図ることを目的として交付する。 【交付要件】 「前年の農業収入が50万円以上あり、かつその農業収入が前年の全体収入の2分の1以上ある」場合 ②給付金 ③法人:7法人×50千円＝350千円 　個人151件×50千円＝7,550千円 ④町内で農業を経営している法人及び個人	－	○	－	－	－	－	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	㉑いずれも該当しない	R2.9	R3.2	7,900			7,900							R2補正（地）
42		単		新型コロナウイルス感染症対応林業事業体支援金		①新型コロナウイルスの感染拡大により、木材販売額が減少し、事業運営に支障のある林業事業体を支援します。 ②支援金 ③事業費内訳 ・内之浦森林組合　11,100千円 ・大隅森林組合　1,302千円 ・上野物産株式会社　229千円 ・合計12,631千円 人件費（おおよそ10%を町が支援） ④肝付町内森林の森林経営計画を策定し、民有林・町有林の森林施業を行っている林業事業体で、肝付町内に事業所・出張所のある林業事業体。（3事業体:内之浦森林組合、大隅森林組合、上野物産株式会社）	－	○	－	○	－	－	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	㉑いずれも該当しない	R2.8	R2.11	12,631			12,631							R2補正（地）
43		単		コロナ対策用電子体温計配布事業		①各世帯において、日頃の体温測定はコロナ感染症対策として重要である。しかし、体温計を常備していない家庭も多く、あっても1本のみというところがほとんどである。また、家庭で熱発者が発生した場合は体温計は別にしたほうが感染を考慮した場合は適切である。よって電子体温計を各世帯に配布することにより、新型コロナウイルス感染症の早期発見並びにまん延防止を図っていきたい。 ②消耗品費及び通信運搬費 ③電子体温計:2,398円×8,000本＝19,184,000円、切手代:689,020円、封筒代:88,000円 ④全町民	－	－	－	－	－	－	①-Ⅰ-3. 医療提供体制の強化	㉑いずれも該当しない	R2.8	R3.1	19,961			19,961							R2補正（地）
44		単	106	新生児定額給付金支給事業		①国の定額給付金は4月27日時点で出生している新生児は対象であるが、まだ出生していない母子手帳交付者等は対象とはならない。そこで、4月28日～令和3年4月1日に出生した新生児の母親に対して町単独の定額給付金を給付することにより、対象新生児の健全な発育に寄与する。 ②給付金 ③4/28～3/31に出生した新生児の母親:67名×100,000円	－	－	－	－	－	－	①-Ⅰ-3. 医療提供体制の強化	㉑いずれも該当しない	R2.9	R3.3	6,700			6,700							R2補正（地）
45		単	107	学生支援事業		①新型コロナウイルス感染症により生活が困窮している学生に対して給付金を支給する。 ②扶助費 ③240人×50,000円＝12,000,000円 ④本人又は保護者が町内に住所を有する大学生、短期大学生及び大学院生・高山准看護学校学生	－	－	－	－	－	－	①-Ⅱ-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	㉑いずれも該当しない	R2.8	R2.12	12,000			12,000							R2補正（地）
46		単		学校給食用非常食備蓄事業		①新型コロナウイルス感染症拡大により、スポーツ大会等が急遽中止なった時など、給食が提供できない場合に備えて、各学校に非常食を配備することにより、学校が災害時の避難場所になった場合にも使用できるように備蓄しておく。 ②消耗品費 ③・小学校6校（救給カレー、五目ごはん、根菜汁、コーンポタージュ）1,380,672円 ・中学校（救給カレー、五目ごはん、根菜汁、コーンポタージュ)826,416円 ④小学校、中学校の児童、生徒、教職員等　1,187人	－	－	－	－	－	－	①-Ⅰ-8. 学校の臨時休業等を円滑に進めるための環境整備	㉑いずれも該当しない	R2.10	R2.10	2,208			2,208							R2補正（地）

No.	確認済み事業	補助・単独	事例集事例番号	交付対象事業の名称	所管	事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等）	①休業要請協力金	②事業者への給付金	③事業者への家賃支援	特定事業者等支援	個人を対象とした給付金等	基金	経済対策との関係	交付対象事業の区分（地域未来構想20との該当関係）	事業始期	事業終期	A 総事業費	B 補助対象事業費	C 国庫補助額	D 交付対象経費	E 起債予定額	F その他	G 補助対象外経費	参考資料	備考①（地方単独事業に関連している国庫補助事業がある場合、その国庫補助事業名と所管省庁名）	備考②（事業の終期が令和３年３月を超えることが見込まれる場合、その事情）	予算区分
47		単	54	町内産農畜水産物利用事業		①新型コロナウイルス感染症拡大により、価格が落ち込んでいる町内産の牛肉・水産物を学校給食に提供する。 ②肝付町産農畜水産物利用補助金 ③牛肉　@4,000円×66kg×5回＝1,320,000円 　魚　@2,300円×75kg×5回＝862,500円 　合計　2,182,500円×1.08＝2,357,100円 ④給食センターにて契約している町内業者	－	－	－	－	－	－	①-Ⅱ-3. 事業継続に困っている中小・小規模事業者等への支援	⑮強い農林水産	R2.11	R3.3	2,358			2,358							R2補正（地）
48		補		地域自殺対策強化交付金	厚労	【対面相談事業（2次補正分）】 ①月1回の巡回相談会（10～16時）と、役場や民生委員など公的機関と連携した戸別訪問（アウトリーチ）やケース会議などの活動を実施する。 ②対面相談事業 ③地域自殺対策緊急対策業務委託料　321千円 ④カウンセリング実施事業者	－	－	－	－	－	－	Ⅱ-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	㉑いずれも該当しない	R2.8	R3.3	321	321	160	161							R2補正（国）
49		補		地域自殺対策強化交付金	厚労	【電話相談事業（2次補正分）】 ①平日の日中の時間帯には仕事などの事情で相談できないという方や、人目に触れたくないという方も多く、また、生活困窮状態となっていることも想定し、土日祝も含む24時間対応のフリーダイヤル相談窓口を設置する。状況に応じて役場や公的機関と連携し、戸別訪問（アウトリーチ）での対面相談に移行する。 ②電話相談事業 ③地域自殺対策緊急対策業務委託料　654千円 ④カウンセリング実施事業者	－	－	－	－	－	－	Ⅱ-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	㉑いずれも該当しない	R2.8	R3.3	654	654	327	327							R2補正（国）
50		補		地域自殺対策強化交付金	厚労	【SNS相談事業（2次補正分）】 ①SNSによる誹謗中傷の書き込みやいじめ、また、休校や外出自粛による家庭内の疲弊から起こる家庭内暴力や虐待などといった悩み相談については若年層の比率が高く、それらの層の利用率の高いLINEによる24時間対応の相談を実施する。 ②SNS相談事業 ③地域自殺対策緊急対策業務委託料　636千円 ④カウンセリング実施事業者	－	－	－	－	－	－	Ⅱ-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	㉑いずれも該当しない	R2.8	R3.3	636	636	424	212							R2補正（国）
51		補		地域自殺対策強化交付金	厚労	【深夜電話相談強化事業（2次補正分）】 ①自殺死亡数を時間別に見ると深夜帯と早朝の時間帯が多く、深夜帯にいかに自殺企図者と繋がるかが重要である。しかし、全行的に見ても、深夜帯の電話相談は対応機関（者）が少なくて繋がりにくいことが多いため、同じ相談機関でSNS（LINE）相談を併用しての対応を実施する。 ②深夜電話相談強化事業 ③地域自殺対策緊急対策業務委託料　819千円 ④カウンセリング実施事業者	－	－	－	－	－	－	Ⅱ-4. 生活に困っている世帯や個人への支援	㉑いずれも該当しない	R2.8	R3.3	819	819	546	273							R2補正（国）